

東京大学教職員就業規則（平成 16 年 4 月 1 日東大規則第 11 号）（抄）

（懲戒の事由）

第 38 条 教職員が次の各号の一に該当する場合には、懲戒に処する。

- (1) 正当な理由なしに無断欠勤をした場合
- (2) 正当な理由なしにしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠った場合
- (3) 故意又は重大な過失により大学法人に損害を与えた場合
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- (5) 大学法人の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
- (6) 素行不良で大学法人の秩序又は風紀を乱した場合
- (7) 重大な経歴詐称をした場合
- (8) その他この規則及び大学法人の諸規則によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があった場合

（懲戒）

第 39 条 懲戒は、戒告、減給、出勤停止、停職、諭旨解雇又は懲戒解雇の区分によるものとする。

- (1) 戒告 将来を戒める。
- (2) 減給 1 回の額が労基法第 12 条に規定する平均賃金の 1 日分の 2 分の 1 を超えず、その総額が一給与計算期間の給与総額の 10 分の 1 を超えない額を給与から減ずる。
- (3) 出勤停止 1 日以上 10 日以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (4) 停職 6 月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (5) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、これに応じない場合には、30 日前に予告して、若しくは 30 日以上平均賃金を支払って解雇し、又は予告期間を設けずに即時に解雇する。
- (6) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。

（訓告等）

第 40 条 前条に規定する場合の他、服務を厳正にし、規律を保持するために必要があるときには、文書又は口頭により、注意、嚴重注意又は訓告を行うことができる。